

# 宮内官僚

# 森林太郎

第十一回

## 伊東巳代治総裁との確執

野口 武則

### 鷗外が御歴代数調査を止めたのか

大正期に宮内大臣の管理下に設置された帝室制度審議会の総裁・伊東巳代治は大正十（一九二一）年、停滞していた皇統譜令制定に向けた議論の再開を宮内大臣の牧野伸顕に強く働きかけた。それに待ったを掛けたのが、宮内省図書頭で同審議会御用掛を務めていた鷗外だったのでないか、と連載第十回で問題提起した。図書寮の所管事項の第一は皇統譜の管理で、鷗外は担当部署の責任者だった。

皇統譜令制定の前提となる御歴代数調査を鷗外が止めようとしたと類推できる記述が、『倉富勇三郎日記』にある。鷗外の死からおよそ七カ月後、大正十二（一九二三）年二月二十八日条だ。これを取り上げた論文や著作は管見の限りないようである。御歴代数調査に関する新たな委員会の設置を巡り、宮内省内で調整が続いていた時期だ。この問題に牧野大臣が慎重だった理由を巡り、宮内次官の関屋貞三郎から聞いた話として以下のように記す。

「大臣は元來審議会のことを好まず。殊に御歴代調査の



伊東巳代治

ことに付ては故森（林太郎）が生存中、森より大臣に対し、御歴代調査の件は明治天皇に上奏したることありたるも、陛下は何の御詞もなく、陛下の御詞なきときは御思召に適はざることなるものにて、其儘になりたる趣なる旨を話したることあり。大臣は尚更此事に熱心ならず」

「或る時森より聞きたることを伊東（巳代治）に話し、伊東は森の談は全く事実には違ひ居るとて、五味（均平）を経て森の不都合を語り、森も結局誤解なりしことを五味に述べたる趣なり」

「予又予は森（林太郎）が大臣に話したりと云ふ話は是

まで聞きたることなし。但伊藤公（博文）が制度調査局總裁たりしとき、葬儀令案を呈して御裁可を願ひたるとき、明治天皇より此式は朕に適用するものなりやとの御沙汰あり。其儘御裁可を得ずして、今日に至り居るとのことは聞きたることありと云ふ」

御歴代数調査は明治天皇の「御思召」（意向）に沿わな  
いものだったと鷗外が牧野大臣に伝えたのに対し、それは  
事実と異なるとして、伊東が五味を通じて鷗外を問い詰め  
た。結局、鷗外の誤解だったということで落着いたとの話  
だ。ただし、鷗外が牧野に伝えたとされる話は、倉富がこ  
れまで聞いたものとは異なるという。『倉富日記』で「葬  
儀令案」と記されるのは、「皇室喪儀令案」を指すとみら  
れる。

鷗外と伊東が衝突したことは事実だろうが、本当に鷗外  
の単なる誤解だったのか。何やら裏がありそうな書きぶり  
である。

### 明治天皇の「御詞」と「御思召」はあったか

まず、明治天皇の「御詞」や「御思召」があったのかを  
確認してみたい。明治天皇に条文案が届けられたのは、皇  
統譜令が明治三十九（一九〇六）年二月三日、皇統譜令施  
行規則は同年六月十三日である。いずれも当時の皇室制度  
調査局總裁だった伊藤博文が上奏した。

『明治天皇紀』同年二月三日条は、韓国統監の伊藤が任地に赴くために拜したと記され、皇統譜令に関する記述はない。一方、同年六月十三日条には、伊藤が立儲令及附式、皇族就学令、皇室服喪令、皇室喪儀令、国葬令、位階令、華族世襲財産法、華族令施行規則、華族世襲財産法施行規則、皇統譜令施行規則を上奏し、「而して皇室服喪令は再査に係るものなり」と記されている。

六月十三日条の出典には『徳大寺実則日記』が挙げられる。徳大寺は明治天皇の側に仕える役職の長官である侍従長で、日記は国文学研究資料館の新旧本古典籍総合データベースよりデジタル化されたものがインターネットで閲覧できる。それによると、伊藤が上奏して皇統譜令施行規則などの皇室令を「右御手許差上」し、このうち皇室服喪令の下にだけ「(再査)」と記される。明治天皇の言葉は記録されていない。ただし、再査とされた皇室服喪令は三年後の明治四十二(一九〇九)年に制定された。一方、皇統譜令、皇統譜令施行規則、皇室喪儀令などは大正期に持ち越された。

伊東の伝記『伯爵伊東巳代治 下』(晨亭会編発行、一九三八年)では、帝室制度調査局が上奏した諸法案のうち「仍ほ重要な法案にして御下附あらせられざるもの、又は手続停頓して未だ制定を見るに至らざるもの、尠しとせず」と、停滞した事実を記すが、理由には触れていない。

## 裁可が下りなかつた皇室喪儀令

経緯が詳述されているのが、帝室制度調査局に伊東とともに従事した宮内官僚の栗原広太の回想である(国立国会図書館憲政資料室蔵「憲政史編纂会収集文書」二一七の「皇室典範其他皇室法令の制定史に就て(栗原広太)」。制定が見送られた皇室令などについて、明治天皇が「一々精密に御査閲遊ばされ」た上に、「まだ御手許から御下げにならぬ法律案、勅令案、皇室令案があり。また御下げになつたものの中でも、手続きが渋滞して制定公布に至らぬものも若干ありました」としている。さらに「他の皇室令は続々御下げに」なる中、皇室喪儀令案だけ裁可が下りないため、徳大寺侍従長が明治天皇に理由を尋ねた。すると明治天皇は「天皇大喪儀の規定は、朕の為に設けたやうなものだ」と漏らした。それを聞いた栗原は宮内大臣や伊東と相談し、裁可を催促しないことを決め、そのまま明治天皇が亡くなつたという。

栗原によると、天皇の裁可が下りなかつたのは皇室喪儀令案だけで、皇統譜令案について言及はない。「他の皇室令は続々御下げに」なつたものの、「手続きが渋滞して制定公布に至らぬもの」の中に、皇統譜令案は含まれると考えられる。時代背景として、明治四十四(一九一一年)に南北朝正閏問題が起こり、北朝の天皇を代数に数えるか

どうか政治問題となつていたことも、皇統譜令案が先送りされた背景にあつたかもしれない。

### 『倉富日記』の鷗外発言を検証する

次に、『倉富日記』大正十二年二月二十八日条に記された鷗外の発言を以下のように三区分して、整合性を検証してみたい。

- (一)「御歴代調査の件は明治天皇に上奏したることありたるも、陛下は何の御詞もなく」
- (二)「陛下の御詞なきときは御思召に適はざることなるものにて」
- (三)「其儘になりたる」

前述したように、『明治天皇紀』、徳大寺の日記、栗原の回想からは、(一)について明治天皇が皇統譜令案や御歴代数調査に関して何らかの言及をしたとの記録は確認できない。鷗外の発言を否定する材料はない。

明治天皇の「御詞」として確認できるのは、栗原の回想によると、皇統譜令案と同時期に上奏された皇室喪儀令の制定に慎重だったということである。それが当時の宮内大臣や帝室制度調査局(後の帝室制度審議会)のメンバーだった伊東らに伝わっていた。倉富も同様の話を伝え聞いたという。

また、皇統譜令は明治期に制定されず、(三)は事実だ。一

方、(二)は明治天皇の「御詞」がなかったという出来事に対する解釈である。天皇が発言しなかった場合に、「御思召」を側近が忖度することもあろう。ただし、明治天皇の内心を確認することは困難だ。立憲君主の立場を自覚して自らの考えや感情を自制するような場面もあつたかもしれないが、『明治天皇紀』や側近の回想などには、天皇が上奏などに反対意見を述べたり、憂慮や怒りの言葉を露わにしたりする様子が度々記されている。

例えば、明治二十七年(一八九四)年に日清戦争が開戦した時のことだ。宣戦の詔勅が公布されたことに伴い、伊勢神宮と孝明天皇陵に報告する勅使を派遣するよう宮内大臣の土方久元が明治天皇に打診した。ところが、天皇は「今回の戦争は朕素より不本意なり」と明言して、その必要はないと答えた。これを諫めた土方に対し、顔も見たくないと激怒して退席を求めた。最終的に勅使は派遣されたものの、天皇は開戦に不満だったことをぶちまけている(笠原英彦『明治天皇 苦悩する「理想的君主」』中央公論新社、二〇〇六年。伊藤之雄『明治天皇―むら雲を吹く秋風にはれそめて―』ミネルヴァ書房、二〇〇六年)。

明治天皇に仕えた宮内官僚の栗原広太も、「明治天皇は、宮内大臣等が御裁可を奏請したことに於いて、往々反対の御意見を仰せられ、如何に申上げても、執拗に御自説を主張せられる場合があつた」と回想している(栗原『人間明

治天皇」（駿河台書房、一九五三年）。例として、日露戦争に皇族の閑院宮載仁が出征する際の陪食を巡り、日程に余裕がないため帰国後にしたいと言う天皇と、出征前を主張する宮内大臣の田中光顕が、共に「顔を真ッ赤にして、論争」したことなどを挙げている。

以上の経緯を踏まえると、鷗外の発言を「全く事実には違ひ居る」と問い詰めた伊東の方に分がありそうだ。

ただ、牧野が御歴代数調査に慎重だったことは確かで、鷗外の存命中に着手しなかった。官制改革による職員のリストラに取り組む中、鷗外の進言が牧野の慎重姿勢の一因となった可能性がある。もしくは、元々慎重だった牧野が事業を進めない口実として、鷗外の言葉を利用したことも考えられなくもない。

### 鷗外の「誤解」だったのか

大正十年二月二十九日に牧野が宮内大臣に就任して以降、翌十一月（一九二二）年七月九日に鷗外が死去するまでの間、『鷗外日記』に二人の面会は計八回記される。一方、『牧野伸顕日記』には、鷗外との面会が一切記されていない。このうち用件が御歴代数調査だと確認できるのは、鷗外が宮内省に出向き「六国史の事並びに皇室世次の事を言う」と記された大正十年十月二十九日だけである。この面会には関屋宮内次官も陪席していた。その他の面会日は別の用

件が書かれているか宴席などのため、天皇の「御詞」「御思召」という機密性の高い話をしたとすれば、この日とみられる。

しかし、鷗外による牧野への進言は、伊東によって撤回させられた。『倉富日記』大正十二年三月六日条に、事の顛末がより明確に書かれている。

「大臣は此談（＝鷗外の発言）が本と為り、之を調査することを憚り居りたるも、伊東が此ことを聞き、五味（均平）をして森を詰問せしめ、森が誤解なりし旨を言明したる為、此点に関する大臣の懸念はなくなり、之を調査することには異議なきことになり居るとのことなり」

やはり、牧野大臣が慎重だったのは、鷗外の進言があったからようだ。しかし、伊東が詰問して鷗外の発言が誤解だということになり、牧野が事業を止める理由がなくなったという。

『倉富日記』では鷗外の「誤解」とされたが、『元号考』、六国史校訂、『天皇皇族実録』の執筆、編集作業に専念したい鷗外には、新たな業務負担となる御歴代数調査を止めた動機があった。明治天皇の「御詞」がなかった、もしくは確認できないことを根拠に、伊東の事業を止めようという意図を持って牧野に進言した可能性も否定できない。史料に基づき天皇の歴史を考証する事業に携わった鷗外

■ 鷗外が図書頭として取り組んだ事業

	形態	成 否
帝諡考	個人	○ 就任後直ちに編集を決定。大正十年に刊行
元号考	個人	△ 生前に完成せず。増田吉之助が引き継ぎ、「昭和」を考案
天皇皇族実録	組織	△ 大正八年から八年計の間で完成させたが、昭和十一年に脱稿
六国史校訂準備作業	組織	△ 死の五カ月に完了。その後想定した定本化は見送り

競合 ↑ ↓

皇統譜令の制定 (= 帝室世次事)	組織	× 着手せず。死後に大正十五年に制定
-------------------	----	--------------------

だったが、この時ばかりは明治天皇の発言を巡る「事実」を置き去りにしてでも、大物政治家・伊東に対抗するため政策的に振る舞ったのではないか。

鷗外による牧野への進言が大正十年十月二十九日だったとすれば、伊東の巻き返しは、それ以後で鷗外が病状悪化により出勤できなくなる翌十一年六月十五日までのおよそ半年の間に起きたことになる。

結局、鷗外は伊東に屈し、御歴代数調査の開始を容認せざるを得なくなった。敗北感と屈辱を味わう中で死を迎えたことは想像に難くない。

伊東との距離感は『鷗外日記』の二人の面会記録に表れている。鷗外は毎年、正月に年賀のあいさつで役所の上官を回った。帝室博物館総長兼図書頭に就任後は、宮内省高官と皇族が多い。帝室制度審議会総裁の伊東と面識を持つのは、大正七年一月に鷗外が審議会の御用掛を拝命してからで、年賀のあいさつは翌大正八年から始まった。九、十両年も正月の日記に「伊東子已代治」と記されたが、十一年は「牧野宮相、山県公、閑院宮、中橋文相、山梨陸相、閑屋宮内次官貞三郎諸邸を歴訪す」など例年通りあいさつ回りをしているにもかかわらず、伊東の名前が消えた。

『倉富日記』を見ると、倉富は大正十一年一月四日に伊東宅を年賀のあいさつに訪ねている。伊東がこの年の正月に面会を断っていた訳ではない。『鷗外日記』では大正十年七月二十三日の帝室制度審議会に出席して以降、伊東と面会した記録は記されていない。元々鷗外が同審議会や伊東に批判的だったことは、大正九年に昭憲皇太后の諡号を巡る賀古鶴戸宛書簡で「審議会には礼や典故を知るもの一人もなし」「帝室制度審議会(伊藤子已代治)に妨げられ」などと記していることから分かる。そうした状況に加え、大正十一年正月の段階で二人の確執が一層深まっていたと考えられる。

## 鷗外死去後に進展

御歴代数調査の会議体新設に伊東が再び動き始めたのは、大正十一年七月九日に鷗外が死去し、十二日に葬儀、十三日に埋葬が終わったまさに直後である。七月十九日に牧野宮内大臣に面会を申し込み、二十三日に面会した。『牧野日記』年七月二十三日条によると、伊東は帝室制度審議会の業務が行き詰まっていることを訴え、「何等仕事挙げず尽位素餐（＝尸位素餐の誤りか。地位にありながら職責を果たさず無駄に禄を食んでいるという意味）の責に堪へず」として総裁を辞すと伝えた。牧野は思い止まるよう促し、日記に「相当処置を要す」と記した。

伊東の辞意は額面通りに受け取ってはならない。辞意を大臣に突き付けて、自らの要求を呑ませようとする政治的駆け引きであることは明白だ。同様の手口は、大正七年に帝室制度審議会で王公家規範（韓国併合後の旧韓国皇帝と親族の身分や財産などに関する規定）の審議が難航した際も使っている。伊藤博文の懐刀として、数々の難局を乗り切り地位を築いてきた海千山千の政治家としての振る舞いだ。

伊東の目的は、御歴代数調査の委員会を設けさせることにあった。『倉富日記』同年九月十五日条には「伊東は御歴代調査会を設けることを熱心に主張し、之を設けざるな

らば復た制度審議会総裁の辞表を出すべき様の口氣（＝口振り）を漏らし」と、明確に記されている。

最終的に牧野は伊東の求めに応じて「臨時御歴代史実調査委員会」の設置を認め、伊東は辞意を撤回した。日本近現代史研究者の西川誠氏の論文「大正後期皇室制度整備と宮内省」は、「伊東の提案に牧野が踏み切ったのは、新帝を迎えるための宮中整備の一環として、懸案の皇室制度も整頓しようという意図と考えられる」との見解を示している。

## 山県の死も重なり

大正後期のこの時期に伊東が熱心に活動した背景として、波多野敬直、中村雄次郎と宮内大臣が二代続けて引責辞任したことに加え、宮内省に影響力を有した元老の山県有朋が宮中某重大事件で失脚し、その政治的空白を狙ったこともあるようだ（前掲の西川論文）。

首相の原敬は山県と伊東の関係について「山県は伊東が宮中に容喙する（＝くちばしを挟む）ことを忌むもの、如し」（『原敬日記』大正十年五月三十一日条）と見ていた。山県系官僚の代表格で枢密院副議長（きよみづたけいご）の清浦奎吾から聞いた話として、倉富も「伊東は山県公の死を待ち居ると云ふものあれども」（『倉富日記』大正八年四月五日条）と記している。同審議会が皇室関連の法令整備を提案しても、山県

が議長に座る枢密院を通らない案件が多々あったからだ。

山県は大正十一年二月一日に八十三歳で死去したが、伊東が働きかけを再開した時期が、それから約五カ月を経た鷗外の死の直後だったことから、山県だけでなく鷗外も歯止めになつていたらと考えられる。伊東側近の栗原広太は、辞意を示した伊東の不满について「宮内省并に宮内省より出て居る委員、御用掛が総て審議会に忠実ならず」（『倉富日記』大正十一年七月二十七日条）と閔屋次官に伝えた。御用掛を務めた鷗外も、伊東の不满の対象だった。大局的には宮内省に政治的影響力を持った山県、そして実務レベルでは皇統譜令を所掌する図書頭の鷗外という二人の死が重なり、伊東が動きやすい環境が整えられた。

### 爵位を望んだ伊東

鷗外の死から約一年八カ月後の大正十三（一九二四）年三月、伊東の働きかけがようやく実り臨時御歴代史実考査委員会が新設された。委員長には伊東が自ら就いた。ただし、委員会の名称に「臨時」が入ったことに、宮内省の消極姿勢が表れている。連載第十回で紹介したように、大正六年時点で伊東が構想した諮問事項は十五件に上ったが、牧野大臣によって長慶天皇を皇代に数えるかどうかなど三件に絞られた。このうち最終的に認められたのは、長慶天皇を新たに天皇と認定する一件だけだった。牧野にとって、

皇統譜令の制定に必要な最小限の作業でよかったのだ。

そもそも、宮内省内では伊東が企図した大がかりな皇室制度の整備を行う必要性は強く認識されていなかった。鷗外も同様である。鷗外著『帝諡考』では、弘文天皇、長慶天皇、北朝の五天皇など御歴代数調査の対象だった人物について、諡号を見出しに掲げる際に一字下げにして表記に差を付けたが、内容面では他の天皇と公平に考証を加えた。『天皇皇族実録』でも計画段階から対象に含んでいた（大塚美保「帝室制度審議会と鷗外晩年の業績」）。御歴代数調査を待たずとも、鷗外が手掛けた事業を進めることは可能だった。

では、伊東が熱心に働きかけた動機は何だったのか。西川論文は「政治的野心」と指摘し、中でも榮爵への野心が「最も大きな動機であったかもしれない」としている。

例えば平沼騏一郎は、伊東が帝室制度審議会の総裁に就いたことを「自分の手柄にもしたかったのであらう」と振り返り、「伊東と云ふ人は自分の位が陞ることは熱望するが、人が進むのは厭なのである」と批判している（『平沼騏一郎回顧録』）。

原敬は末松謙澄（伊藤博文の娘婿でジャーナリスト、政治家）から聞いた話として、「帝室制度審議会で議論していた王公家軌範について「長編にて伊東は之を成立せしめば伯爵に陞る企なりと噂すと云へり」（『原敬日記』大正七年



十月十七日条」と記した。

子爵ししやくだった伊東が大正十一年九月二十五日に伯爵はくしやくとなつた日の『倉富日記』は、「陞爵しょうしやく（＝爵位が上がる）こと）は多年の宿望しゆくぼうなりし模様なり。今後帝室制度審議会の功に因りまさか侯爵こうしやくと云ふ訳には行かざるべし」と皮肉を込めて書き留めた。御歴代数調査の審議再開を働きかけるのは、更にも上の爵位を狙うためではないかと倉富は推測している。

鷗外を取り巻く政官界で、伊東の野心は周知のことだった。山県の死から間もない大正十一年四月十五日に賀古が鷗外に宛てた書簡でも、伊東が話題に上った。

「此このころの政界は伊東が元老気取りに画策かくさく（中略）山公（＝山県）法要ほふ之席のにて彼れ（＝伊東）大に人々におせじを云ひ小生にも旧を談じ何となく話しかけ候。取り合はずに置き申候」（『宗像和重監修『森鷗外宛書簡集1 賀古鶴所』文京区立森鷗外記念館、二〇一七年）。

元老として最有力だった山県亡き後、「元老気取りに画策」する伊東に対し、賀古の不快感が伝わってくる。鷗外による返書は残されていないが、ともに山県に仕えた者として思いを共有したに違いない。

## 鷗外も爵位を望んだか

華族制度は明治二（一八六九）年に創設された。江戸時

代の旧来の身分制を解体し、天皇を頂点とした新たな貴族階級を設定するものだった。公家や大名の出身でなくても「国家に勲功ある者」と認められれば男爵に列せられ、さらに子爵、伯爵、侯爵、公爵と陞のぼることができた。戦争の功績による「武功」だけでなく、官僚らの「文勲」も対象だった。伊藤博文と山県有朋は、下級武士の生まれだったが最上位の公爵まで上り詰めている。

爵位を望んだのは、何も伊東だけではない。陸軍省医務局長は鷗外の前任者六人のうち、鷗外の上官だった石黒忠恵ただや東京大医学部同期の小池正直ら五人が男爵もしくは子爵となっている。唯一爵位を授からなかった石坂惟寛いけんは在職期間が約一年と短い。鷗外は八年六カ月務めた。

大正四（一九一五）年九月十六日、『婦女通信』に陸軍引退を事前に報じられた際、鷗外は集まった新聞記者の取材に応じた。「全く寝耳に水だ」と否定した上で、次のように答えたと言われている。

「うわさでは男爵を授けられるなどと言われているそうだが、この局長の椅子から男爵になった石黒閣下は二十七八年の役（＝日清戦争）に偉功があり、同じく故小池閣下は三十七八年の役（＝日露戦争）に殊勲があったからで、だれでも華族様になれると思うのは途方もないことだ」

謙遜だろうが、爵位を意識していたことは間違いない。

陸軍退官に伴い貴族院議員に推された際、大正四年十二月六日の石黒宛書簡で謝意とともに率先して受諾する意向を示している。「我家を興さむ」（『舞姫』）という思いは、森家としての宿願でもあった。だが、期待に反して、鷗外は男爵にも、貴族院議員にもなることはなかった。

こうしたことから、鷗外の遺言にある「宮内省陸軍皆縁故あれども（中略）あらゆる外形的取扱ひを辞す」「宮内省陸軍の栄典は絶対に取りやめを請ふ」について、以下のような解釈がある。男爵を望みながらもなれなかった鷗外が自尊心を保つため、「爵位は絶対に受けぬと先制して宣言することによって、授爵が黙殺されるという生涯の屈辱を、模糊のうち免れることができる」（大谷晃一『鷗外、屈辱に死す』人文書院、一九八三年）というものだ。

官僚・鷗外の愛憎劇としては面白く、心象風景の解釈として想像を膨らませればあり得るかもしれないが、かなりアクロパティックである。鷗外研究者の山崎一穎氏は、大正九年に起きた図書寮の火事と帝室博物館の盗難の管理責任を問われた鷗外が進退伺いを提出していることから、死の前年にあたる大正十年の時点で授爵を断念していたと断定し、大谷説を否定している（山崎『森鷗外 国家と作家の狭間で』新日本出版社、二〇一二年）。

だが、鷗外が図書寮における歴史事業に死の間際まで取り組んだことから、授爵の可能性を捨てていなかったと筆

者は考える。

歴史事業も国家への貢献として爵位を授かる対象となった。伊東巳代治が主導した御歴代数の確定と皇統譜令の制定を受けた大正十五（一九二六）年、帝室制度審議会委員を務めた倉富勇三郎、平沼騏一郎、富井政章の三人に男爵が授けられた。倉富と平沼は、臨時御歴代史実考査委員会委員も兼任した。既に伯爵となっていた伊東には、摂政宮（後の昭和天皇）から功績を褒める勅語が授けられた（『昭和天皇実録』大正十五年十月二十八日条）。昭和四（一九二九年）には、水戸徳川家当主で侯爵だった徳川圀順が、徳川圀圀以来の『大日本史』の編集を完成させた功績で公爵へと陞っている。

### 『元号考』が完成していたら

『天皇皇族実録』は当初の計画から大幅に遅れたものの、昭和十一（一九三六）年に脱稿した。印刷を終えた冊から昭和天皇に届けられ、翌々年に以下の行賞があった。

「大正天皇実録及び明治以前の天皇皇族実録編集関係者への行賞を行われ、図書寮編修官芝葛盛を勲三等に叙し旭日中綬章を授けられる。このほか、図書頭渡辺信・前図書頭杉栄三郎・元編修官三条西公正・同武田勝蔵以下の関係者に賜金・賜品あり」（『昭和天皇実録』昭和十三年六月十六日条）

主導した鷗外が存命なら、これ以上の行賞を受けたことは確実だ。『帝諡考』は刊行済みだった。構想倒れに終わった六国史定本化、生前は未完に終わった『元号考』も完成していれば、男爵となった他の陸軍省医務局長と比べても遜色ないどころか、それ以上である。

鷗外は死の床に就いても『元号考』の完成をあきらめていなかった。遺言を口述した翌日の大正十一年七月七日、『元号考』について「ふたたびこれにかかるようになれば・・・」と、妹・喜美子の夫である小金井良精こがねい よしきよに対して語った（星新一『祖父・小金井良精の記』（新潮社、一九七五年）。意識が薄れていく中、七月九日に息を引き取る直前まで『元号考』に執着していた。歴史事業が一つ完成することに、結果として爵位へ一歩近づくことになる。男爵を授かることができなそうだから「受けぬと先制して宣言する」という大谷説は、成り立たない。遺言に記された栄典拒否の理由は別にある。

### 大臣との距離感が表れた病症発表への関与

山県の失脚と、山県系だった中村雄次郎大臣、石原健三次官の交代は、宮内省内の権力構造に変化をもたらした。それまで職員数や予算の拡大要求が次々と通っていた鷗外だったが、政治的後ろ盾を失うこととなった。波多野、中村、牧野という三代に渡る大臣との距離の遠近は、鷗外が

関与した大正天皇の病状発表に表れている。

連載第三回で、大正天皇の病状発表文を鷗外が事前に添削していたことを紹介した。漢籍の素養が買われたのだろう。発表は①大正九年三月三十日②同年七月二十四日③大正十年四月十六日④同年十月四日⑤同年十一月二十五日——の計五回である。第五回発表時に、執務が困難になったとして皇太子（後の昭和天皇）の摂政就任が発表された。

第一回発表の際、前日の大正九年三月二十九日の『鷗外日記』に「波田野敬直宮相が予等を召しよ上せい不豫ふよ（＝天皇の病氣）の事を言う。予は告示文を削正す」とある。「削正」は削除したり、訂正したりすること。別の者が作った



大正天皇

原案に、鷗外が手を入れた。

首相の原敬も同じく三月二十九日、波多野大臣に呼ばれて宮内省に赴き、発表文の書面を内示された（『原敬日記』同年三月三十日条）。二人の日記から前後関係は明確ではないが、首相の最終的な了承を得る前に鷗外が添削するのが自然だろう。内容は、天皇の症状は糖尿病と座骨神経痛であるというものだった。脳に障害があるという真の病状は伏せられた。

この日の『原敬日記』には、医師の診断書と発表文の双方が全文転載されており、比較することでどのような文言修正が行われたかが分かる。

〔御登極（＝即位）以来、御政務御親裁の為、万事御多端（＝仕事忙しい）と相成り〕（診断書）

〔陛下御踐祚（＝即位）以来、常に内外多事に涉らせられ〕（発表文）

〔御軫念（＝天皇のみこころ）を悩ませらるゝ事の多き〕（診断書）

〔終始宸襟（＝天皇のみこころ）を勞させ給ふこと少なからず〕（発表文）

〔御政務を御覽遊ばさるゝの外は成る可く御寛ぎ御慰安を主とし〕（診断書）

〔政務を嚮はさるゝ（＝ご覧になる）外は、専ら玉体（＝天皇の体）の安養を旨とせられ〕（発表文）

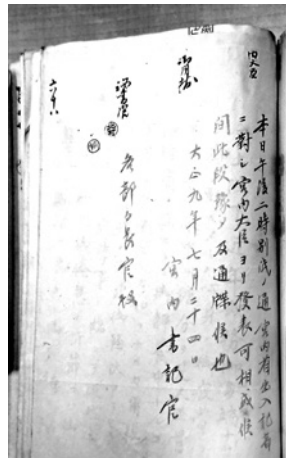
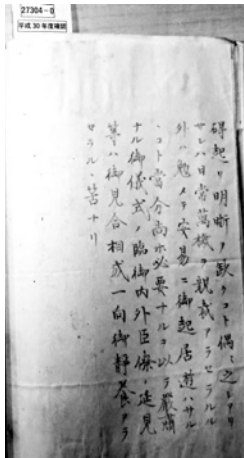
そして発表文は、診断書にない以下の文言を追加して締めくくられた。

〔侍医の意見に因り、本年は今暫く御静養の為、（静養先の葉山に御駐輦（＝天子が出かけた先で滞在すること）相成ることゝならん）

どの部分が鷗外による添削かは定かでないものの、診断書では「御登極」「御政務」「御親裁」「御多端」と天皇への尊敬を表す「御」が多用されて読みにくかったが、発表文ではそれが減っていることが分かる。代わりに「嚮はさる」「玉体」「駐輦」など天子に対して使う漢語を駆使し、格調高いたくなく簡潔な表現になっている。天皇の心労について「悩ませらるゝ事の多き」という診断書の直接的な表現を、「勞させ給ふこと少なからず」と婉曲的に言い換えた部分からも、文章に習熟した者の技巧を感じさせる。

## 鷗外起草の第二回発表文

第二回発表は関与がより深まる。発表の十二日も前の大正九年七月十二日、『鷗外日記』は「中村雄次郎宮相が予に使用し、聖上の病況書を呟す」と記す。「呟」はくさかんむりの原型で「草」と同義である。「草」には文案を起草するという意味があり、発表文の原案を作るよう命じられ



鷗外が原案を起草した大正天皇の第二回病状発表文を通知する公文書＝宮内公文書館蔵「大正九年 通牒 雑件録二 内大政府」第六八号文書

たのだ。

大臣は山県側近の中村に交代しており、山県と距離があった前任の波多野に比べて鷗外に信頼を置いていたことがうかがえる。中村の大臣起用について、原は「畢竟宮中を全部山県系となすの考に出たる事云ふ迄もなき事なり」(『原敬日記』六月十五日条)と警戒感を示したが、山県閥の一角だった鷗外にとっては働きやすい環境となったことだろう。

中村が原に文案の相談をしたのは、鷗外に指示をしてから八日後の七月二十日。鷗外作成のものが原に示されたとみられる。原は日記に「余熟読、差支なき旨返答したり」(七月二十日条)と記した。「熟読」したのは、第一回より一歩踏み込んだ内容だったためだろう。症状は「漸次御軽快」としながらも、「御倦怠の折柄には御態度に弛緩を来し、御発語に障碍起り、明晰を欠くこと偶々之れあり」として、発語障害を公表したのだ。

原の了解を得た後に各所へ根回しした石原次官は、「此事が此節の主眼」と倉富に説明した(『倉富日記』七月二十一日条)。疲労により言葉が不明瞭で儀式などへの出席は見合わせるものの、理解力や判断力には問題がないため「万機を親裁」する(重要事項の政務を天皇が自ら行う)ことはできるといのが宮内省の方針だった。恐らく鷗外も事前に同様の趣旨を聞いた上で、その線に沿って原案を

書いたのだろう。

第三回発表は定例報告のような内容で、前回と変化はない。鷗外は発表当日の大正十年四月十六日、「宮相室に往き主上（天皇）の病床書を刪正す」と日記に記した。「刪正」は文書を削つたり訂正したりする意味だ。原案を添削したのは第一回と同様だが、発表当日に文案を示され、関与はこれまでで最も薄いと言える。この約二カ月前、大臣は薩摩出身で非山県系の牧野に交代していた。鷗外の関与はこれが最後となる。

### 従来方針を転換

大正十年十月四日の第四回発表は、内容に大きな変化があった。発語障害が「近頃其度を増させられ」た上に、「御注意力、御記憶力も減退し」てしまい、「快方に向はせられざる」様子だと、病状の深刻化を認めただのだ。しかも、単なる発語障害ではなく、幼少時に「脳膜炎様の疾患」にかかつて以来、「屢々御大患」をわずらい体調が芳しくなかったと、これまで隠していた真の病状を初めて明かした。近ごろの大正天皇の容体を拝することは「洵に恐懼に堪へざる」ほど恐れ多いものだと締めくくっている。

衝撃的な内容で、もはや天皇は政務を担うことができないう状況まで病気が悪化していることを国民に示すものだった。言葉が不自由であっても天皇が「万機を親裁」するこ

とはできるという、鷗外が関わってきた従来の方針を捨て、宮内省は摂政設置へとかじを切った。

変化したのは内容だけではない。牧野大臣が鷗外に代わって頼つたのは、帝室会計審査局長官の倉富だった。倉富は大正九年十月の一時期、内大臣秘書官長事務取扱を務めた。天皇が発する勅語や詔書など「内廷の文書に関する事務を掌る」事務方の責任者である。内大臣秘書官長だった近藤久敬が退職し、欠員になっていた。その後任に倉富を推したのは、松方正義内大臣だった（『倉富日記』第一巻、永井和氏の解説）。牧野と同郷の薩摩出身で、明治期に首相を二度務めた元老の一人である。

倉富は法務官僚出身で法律の専門家だが、鷗外より九つ年長で幕末に藩校で漢籍を学んだ素養がある。具体的な摂政設置の手續きに着手せざるを得なくなったため、法律と漢籍の双方に通じた倉富が重宝されたと見られる。

牧野大臣就任による宮内省内の権力構造の変化を、原は以下のように記す。

「山県が摂政問題以来宮中の事に付ては以前の如き振舞は不可能にて、殊に牧野、松方が宮中に居りては其手腕を思ふ様に振ふ事も不可能なるべし」（『原敬日記』大正十年九月二十日条）



野口 武則（のぐち・たけのり）氏

1976年生まれ。中央大学法学部卒。2000年毎日新聞社に入社し、秋田支局、政治部、大阪社会部。代替わり取材班キャップ、政治部官邸キャップ、デスクを務め、現在は論説委員。著書に『元号戦記 近代日本、改元の深層』（角川新書）。共著に『靖国戦後秘史』（角川ソフィア文庫）、『令和 改元の舞台裏』（毎日新聞出版）。

## 山県失脚後の宮内省

鷗外が関わった第三回発表からおおよそ二カ月後の六月二十三日、牧野は方針転換にかじを切り、摂政設置の手續きを内密に調査するよう倉富に依頼した。九月二十五日、欧州訪問から帰国した皇太子に拝謁して天皇の病状を報告したのを皮切りに、皇族や元老らへの根回しを始めた。九月二十九日には宮内省参事官の南光臣が、牧野大臣から示された第四回病状発表の文案を倉富のもとへ持参した。南部は牧野から「倉富君に協議して之を纏むべき」と命じられたのだという（『倉富日記』同日条）。

摂政設置の第五回発表も倉富が担った。十月二十五

日、牧野が倉富に対し、発表文について「予め之を考へ置呉よ」と伝え、倉富も了承した（『倉富日記』同日条）。倉富は十月三十一日、「先日來り作りたる秘密書類」を牧野に渡した（『倉富日記』同日条）。摂政設置発表に関する文書とみられる。

この間、鷗外が関与した記録は見当たらない。帝室博物館総長の職務として毎春秋に行われる奈良・正倉院の開閉封に立ち会うため、宮内省を離れていた。十月三十一日に東京を立ち、帰京したのは第五回病状発表の三日前にあたる十一月二十二日だった。発表前日の二十四日の『鷗外日記』に「省に参る。関屋次官に見える。明日摂政の事を議すことを聞く」と記されるだけだ。摂政設置手続きや発表文の準備が終わった後、報告を受けたのだろう。鷗外は牧野体制の下、従来のように重宝されることはなくなっていた。

## 牧野に敗れ、伊東にも敗れた末に

大正十、十一年の宮内省における宮内大臣の牧野、図書頭の鷗外、帝室制度審議会総裁の伊東という三者の関係を整理する。ロシア革命でロマノフ王朝が崩壊したにとどまらず、欧州では第一次世界大戦の敗戦国で君主制の廃止が相次いでいた。そのような潮流の中、天皇を中心として近代国家を作り上げてきた日本は、どのように対処するか

問われていた。

新しい時代に対応しようと官制改革による職員の刷新と皇室の民主化に取り組む牧野にとつて、皇室制度の整備は最小限でよかつた。一方、鷗外と伊東は整備を推進する立場で、牧野と対立関係にある。鷗外と伊東の方向性は同じだが、牧野によって予算や人員が削減される中、限られたパイを巡り競合する関係にあつた。

鷗外は天皇の歴史的根柢の確かさを追求し、『帝諡考』『天皇皇族実録』、六国史校訂準備作業に取り組んだ。特に『元号考』は、大正改元で「不調べ」が露呈した近代元号制度を確立するため実務上不可欠だつた。現実の大正天皇が病弱だつたこともあり、より確かな正統性の根柢を求めようと歴史の根源に遡つたのかもしれない。

大正天皇の病状発表文に関わつた鷗外は、牧野とともに代替わりに向けた切迫感を共有していたはずだ。君主制の危機への対処を迫られたという動機の面なら、牧野と鷗外は同じだつた。

これに対して伊東は、明治期に自ら手がけて中断した皇室令の完成を目指した。ただ、大がかりな法制化は時勢になつていたとは言えない。動機の背景にある政治的野心を、同時代の政治家や宮内官僚は見透かしていた。

結局、鷗外の事業は牧野体制下で縮小、遅滞を余儀なくされた。そのような状況下でも、伊東は政治力を駆使して

自らの事業を牧野に認めさせた。宮内官僚としての鷗外は牧野に敗れ、そして、伊東にも敗れた。後ろ盾だつた山県を失つた状況では、どうすることもできなかった。

〈参考文献〉

小田部雄次『華族 近代日本貴族の虚像と実像』中央公論新社、二〇〇六年

宮内庁『昭和天皇実録 第四、七』東京書籍、二〇一五、十六年

次回は「第十二回 なぜ最期に「馬鹿らしい！」と叫んだのか」